

村上市木造住宅

耐震診断・耐震改修補助制度のご案内

平成22年4月1日施行

令和 6年4月1日改正

この制度は、地震による建築物の倒壊等の災害を未然に防止し、市民の安全を確保するため、村上市が個人の木造住宅の耐震診断、耐震設計、耐震改修工事に要する費用の一部に対して補助を行うもので、事前に市への補助金交付申請が必要となります。

村上市都市計画課 建築住宅室

TEL 0254-53-2111 (内線5311)

FAX 0254-53-3840

〒958-8501 新潟県村上市三之町1番1号

補助対象となる建築物と申請者

(1) 建築物は次の条件全てを満たす必要があります。

- ①村上市内に所在する個人所有の住宅
- ②昭和56年5月31日以前に建築され、又は工事に着手した木造住宅
- ③一戸建ての住宅（店舗、事務所等の住宅以外の用途を兼ねる住宅にあっては、延べ面積の2分の1以上が住宅の用に供されているものに限る。）
- ④地上2階建て以下の住宅
- ⑤国土交通大臣等の特別な認定を得た工法により建築された住宅でない住宅
- ⑥過去に市の補助を受けて耐震診断を行っていない住宅

(2) 対象者は次の条件全てを満たす必要があります。

- ①対象建築物に自ら居住し、市税を完納している者
【補助金交付申請時に納税証明書を添付して下さい。】
- ②市が派遣する耐震診断士による耐震診断を受けようとする者

補助額及び補助率

区分	補助金の額	
耐震診断	住宅の延べ面積が70㎡以下の場合	耐震診断に要する費用75,000円のうち65,000円 (申請者負担額は10,000円)
	住宅の延べ面積が70㎡を 超え175㎡以下の場合	耐震診断に要する費用85,000円のうち75,000円 (申請者負担額は10,000円)
	住宅の延べ面積が175㎡を 超える場合	耐震診断に要する費用105,000円のうち95,000円 (申請者負担額は10,000円)
耐震改修	耐震改修工事 (上部構造評点1.0未満を1.0以上とする改修工事)	耐震改修工事に要する費用の1/3以内、 かつ1,000,000円を限度
	耐震改修部分補強工事※ (上部構造評点0.7未満を0.7以上とする改修工事、又は2階建ての1階部分の上部構造評点を1.0以上とする改修工事)	耐震改修部分補強工事に要する費用の1/3以内、 かつ600,000円を限度

※高齢者（65歳以上）、障害者を含む世帯が対象

手続き

手続きの流れは、4ページ（耐震診断）、5ページ（耐震改修工事）をご覧ください。

お 申 し 込 み

(1) 耐震診断の申し込みについて

耐震診断の申し込みは、募集期間を定めて年間2回に分けて募集を行いますので、村上市木造住宅耐震診断実施申込書兼補助金交付申請書に必要事項を記入し、必要書類を添えて申請してください。

なお、申込多数の場合は抽選とさせていただきます。

(2) 耐震改修の申し込みについて

耐震改修の申し込みは、随時受け付けますので、村上市木造住宅耐震改修補助金交付申請書に必要事項を記入し、耐震改修計画書（耐震設計）の写し、その他必要書類を添えて申請してください。

(3) 耐震改修工事は、遅くとも補助金交付を受ける年度の3月15日までにその補助事業を終了してください。

耐震診断、耐震改修工事を同一年度に行なう必要はありません。これらの事業については年度を分けて申し込むこともできます。

本制度によって耐震診断⇒耐震改修工事の順で事業を行うことで、それぞれの事業について補助金の交付を受けることができます。

耐 震 診 断 の 内 容

耐震診断は、市で受付をした後、内容を審査し、新潟県建築士会岩船支部（以下「建築士会」という。）に耐震診断士の選定を依頼します。

建築士会は耐震診断士登録簿に登録された木造住宅耐震診断士（以下「耐震診断士」という。）のうちから派遣する耐震診断士を選定し、現地調査及び図面により、依頼のあった木造住宅について地震に対する安全性の診断を行います。

耐震診断士は個人登録ですが耐震診断士派遣にあたり、新潟県建築士会岩船支部から協力をいただいています。

■ 新潟県建築士会岩船支部 ■

村上市松原町三丁目1-16

電話0254-53-0531

(1) 耐震診断士について

耐震診断士は、建築士の資格を持ち、かつ村上市が認める「木造住宅耐震診断講習会」及び「木造住宅耐震診断実務講習会」の両方を修了し、耐震診断士として村上市の登録を受けている方です。

耐震診断士が皆様の住宅を調査するときには、右記の「村上市木造住宅耐震診断士登録証」を提示します。

村上市木造住宅耐震診断士登録証				
	年	月	日	交付
登録番号：				
（有効期限	年	月	日）	
氏名				
勤務先				
村上市長	印	写真		

(2) 診断する住宅の調査日について

派遣される耐震診断士から調査日の日程について連絡いたします。

(3) 耐震診断結果について

耐震診断士が住宅調査等に基づき診断し、建築士会の内容審査を受けたもので、下記の耐震判定評点が記入された「耐震診断結果報告書」が作成されます。後日、担当した耐震診断士から申請者に診断結果について説明に伺います。

耐震判定表

上部構造の評点*	判定
1.5 以上	倒壊しない
1.0 以上1.5 未満	一応倒壊しない
0.7 以上1.0 未満	倒壊する可能性がある
0.7 未満	倒壊する可能性が高い

* 上部構造とは、住宅の地盤・基礎以外の床組みや壁の軸組、屋根の小屋組みで構成された、木造の構造部分を指します。

耐震改修工事の内容

耐震設計に基づき行う、木造住宅の地震に対する安全性の向上を目的とした耐震改修工事や耐震改修部分補強工事をいいます。

(1) 施工者について

原則として、次のいずれかの者に施工を依頼してください。

- (1) 新潟県建築士会岩船支部の会員
- (2) 村上市建築組合又は岩船建築組合連合会の組合員
- (3) その他市長が認める者

(2) 耐震改修工事の監理について

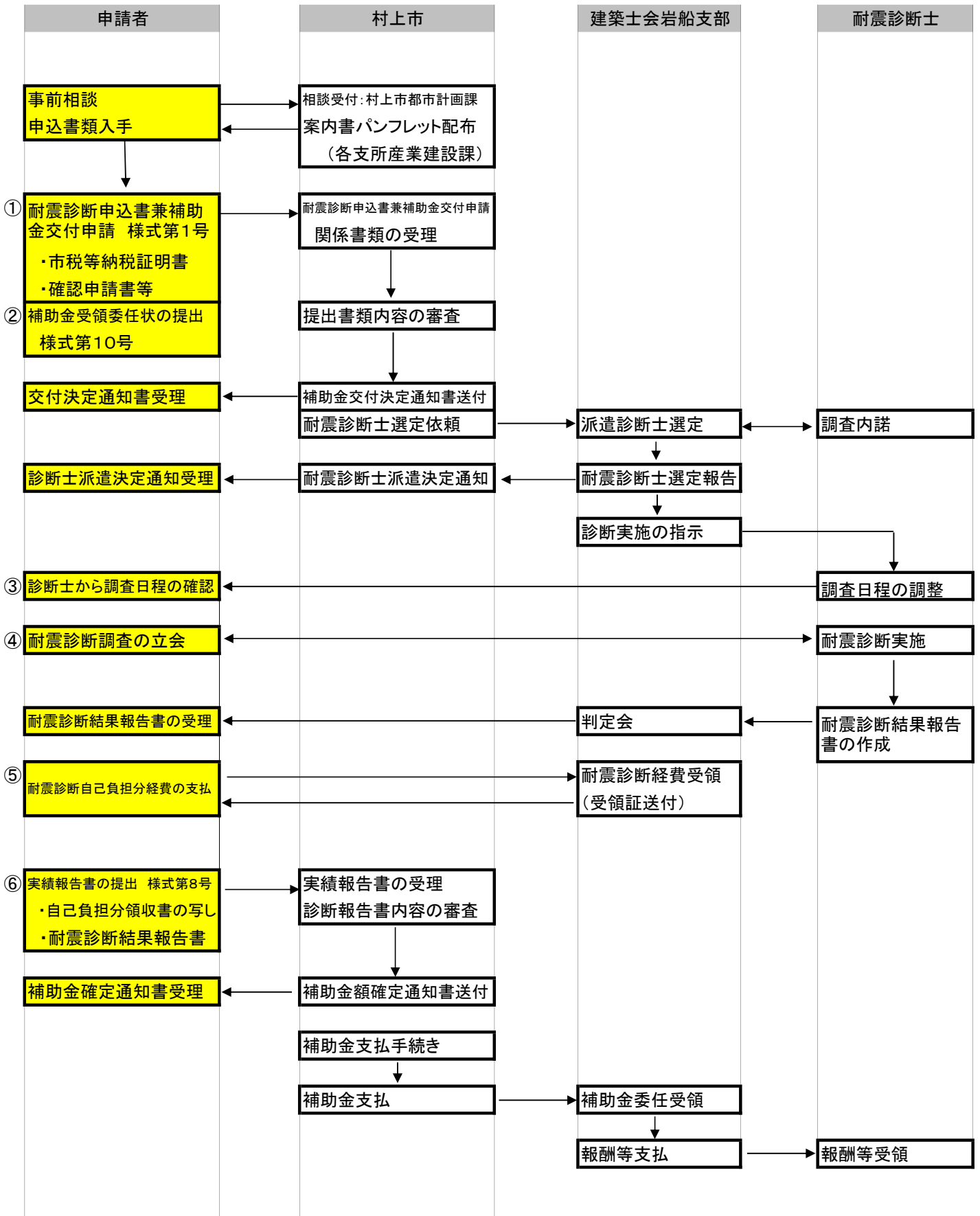
耐震改修工事については、耐震診断士又は耐震診断士以外の1級建築士若しくは2級建築士による工事監理が必要です。

工事監理者は、耐震設計に基づいた工事が行われるよう、改修箇所について、着手前・施工中・完了後の状況を確認し、必要に応じた指導を行います。

また、耐震改修工事において当初の耐震設計を変更する必要性が発生したときは、速やかに工事変更の手続きを市長に行わなければなりません。

耐震診断手続きの流れ

①から⑥までの申請、提出等の手続きをしていただきます。



耐震改修手続きの流れ

①から⑤までの申請、提出等の手続きをしていただきます。

